

静岡労働局・静岡県発表
平成 29 年 5 月 1 日

[担 当]

静岡労働局職業安定部
職業安定課長 橋本信仁
地方労働市場情報官 大石好昭
電話 054-271-9954

静岡県経済産業部就業支援局
労働政策課長 渡辺加絵
労働政策班長 佐野 綾
電話 054-221-2334

報道関係者 各位

平成 29 年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画について

静岡県と静岡労働局は、平成 28 年 12 月 1 日に締結した静岡県雇用対策協定^{※1} 第 2 条に基づき、平成 29 年度の事業計画を定めました。

1 平成 29 年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画の概要

第 1 趣旨

第 2 平成 29 年度 of 主な雇用施策

1 産業人材の確保

- (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援
- (2) 女性の就業希望の実現
- (3) 若年者の活躍促進
- (4) 地方創生に向けた人材の確保・育成
- (5) 障害のある方の活躍促進
- (6) 高年齢者の活躍促進
- (7) 外国人の就労支援

2 産業人材の育成

- (1) 現場主義に徹した人材育成
- (2) 技術・技能を尊重する社会の実現
- (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

3 就業環境の整備

- (1) 「働き方改革」の推進
- (2) 女性の活躍促進

2 その他

「平成 29 年度静岡県雇用対策協定に基づく事業計画」は静岡県労働局ホームページに掲載

※1 「静岡県雇用対策協定」とは

「静岡県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備の実現に向け、相互に連携して雇用に関する施策を推進する。」ことを目的として静岡県と静岡県労働局との間で締結した協定

※添付資料

- 1 「平成 29 年度雇用対策協定に基づく事業計画」

平成29年度
雇用対策協定に基づく事業計画

静岡県・静岡労働局

平成29年度 静岡県雇用対策協定に基づく事業計画

目次

第1	趣旨	1
第2	平成29年度の主な雇用施策	
1	産業人材の確保	
(1)	多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援	2
(2)	女性の就業希望の実現	3
(3)	若年者の活躍促進	4
(4)	地方創生に向けた人材の確保・育成	7
(5)	障害のある方の活躍促進	9
(6)	高齢者の活躍促進	11
(7)	外国人の就労支援	12
2	産業人材の育成	
(1)	現場主義に徹した人材育成	13
(2)	技術・技能を尊重する社会の実現	14
(3)	ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発	15
3	就業環境の整備	
(1)	「働き方改革」の推進	16
(2)	女性の活躍促進	18

平成 28 年 12 月 1 日に締結した静岡県雇用対策協定第 2 条に基づき、次のとおり平成 29 年度の事業計画を定める。

第 1 趣旨

静岡県と静岡労働局は、県内の産業人材の確保及び育成並びに就業環境の整備を推進するため、相互に連携して以下の施策に取り組む。

1 産業人材の確保

- (1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援
- (2) 女性の就業希望の実現
- (3) 若年者の活躍促進
- (4) 地方創生に向けた人材の確保・育成
- (5) 障害のある方の活躍促進
- (6) 高年齢者の活躍促進
- (7) 外国人の就労支援

2 産業人材の育成

- (1) 現場主義に徹した人材育成
- (2) 技術・技能を尊重する社会の実現
- (3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

3 就業環境の整備

- (1) 「働き方改革」の推進
- (2) 女性の活躍促進

1 産業人材の確保

(1) 多様な求職者に対するワンストップサービスの就労支援

- ・しずおか就職総合支援センターにおける静岡県と静岡労働局との「一体的な実施」に関する協定に基づき、静岡県、静岡労働局をメンバーとする運営協議会を設置して、事業計画を策定し、事業目標を達成するよう一体的実施事業の実効性のある運営を行う。
- ・利用者である地域住民の利便性を向上させるため、しずおかジョブステーション東部・中部・西部において、静岡県とハローワークが一体となり、地域の実情に応じたサービスを提供する。
- ・静岡県が行う就職相談等とハローワークが行う職業相談・紹介をワンストップで提供し、一体的に就労支援を行う。

ア 静岡県が実施する業務

- 「しずおかジョブステーション」を県内3か所に設置し、幅広い求職者の特性に応じた世代別の就職相談、セミナー等を実施する。
- 福祉の仕事紹介（東部）、母子家庭等就業・自立相談を実施する。
- 外国語通訳の配置（西部）による外国人求職者に対する就職支援を実施する。
- 遠隔地の求職者の利便性を高めるため、市町と連携して出張相談を実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 静岡県と連携した、求職者に対する職業相談・職業紹介を東部・中部・西部の3か所で実施する。
- 求人情報の提供及び職業訓練相談を実施する。
- 職業安定行政機関の行う各種支援についての周知、利用に関する相談を実施する。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供を実施する。

〈目標値〉

項目	東部	中部	西部
職業相談件数	3, 400件	1, 680件	4, 100件
就職件数	210件	168件	270件
就労等相談件数	3, 500件	3, 500件	3, 500件
セミナー等参加者数	460人	730人	460人
新規求職者のうち、自治体側から送り込まれた割合	30%以上	50%以上	40%以上

(2) 女性の就業希望の実現

- ・ マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおいて、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、希望やニーズ・状況に応じた就職実現プランの策定、予約による担当者制の就職相談を実施する。
- ・ 子育てする女性等が応募しやすい求人の確保を行う。
- ・ 地方自治体等の関係機関から、保育所や子育て支援サービス等に関する情報を収集し、相談窓口で保育関連情報を提供する。
- ・ 女性の就職活動に必要なノウハウを提供する各種セミナー等の実施及び情報提供を行う。
- ・ しずおかジョブステーションにおいて女性に対する就職相談やセミナー・イベントを実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて子育て中の女性に対する就職相談、セミナーを実施する。
- 子育て中の女性を対象に、適職診断、職業相談等を行うマザーズガイダンスを実施する。
- 首都圏在住の女子大学生等に対し、県内企業で働くことの魅力を発信する、女子学生向け就活セミナーを実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「マザーズハローワーク静岡」及び県内5か所のマザーズコーナー（ハローワーク三島、沼津、富士、磐田、浜松）において、職業相談・紹介を行うほか、保育サービス関連情報の提供等を実施する。
- 託児付き再就職支援セミナー運営事業においては、当該セミナーを通じて再就職に至った方の体験談等を情報提供する。

目標値：マザーズハローワーク等関係 重点支援対象者の就職率 89.4%

(3) 若年者の活躍促進

①新規学校卒業者等に対する県内企業への就職の促進

- ・ 静岡県内の関係機関で構成する「静岡新卒者就職応援本部」を効果的に活用して、新規学卒者等の就職支援を実施する。
- ・ 県内企業の人材確保を図るため、県外学生のUIJターン就職と県内学生の県内就職を促進する。
- ・ 静岡県と静岡労働局が共同で企業説明会、就職面接会等を開催するなど効果的なマッチング機会の提供を行うとともに、地元企業の魅力を発信するなど、新規学卒者等への就労支援を実施する。
- ・ 首都圏在住の学生等を対象に東京都内で就職面接会を開催する。

ア 静岡県が実施する業務

- 静岡労働局と共同で大卒等企業説明会、就職面接会を開催する。
- 「静岡U・Iターン就職サポートセンター」(首都圏)の運営により、大学訪問、学内ガイダンスへの参加を強化し、首都圏の学生等のUIJターン就職を支援する。
- 大学訪問等により、中京圏・近畿圏におけるUIJターン就職の促進を図る。
- 就職支援協定締結大学との連携を強化し、県外大学への県内求人情報の提供、学内イベントへの参加などを拡充する。
- 就職支援サイト「しずおか就職net」の充実、地域企業就職情報誌の活用等により、情報提供を強化する。
- 学生に対し、大学等への入学時から県内企業の魅力等を定期的にメール配信する。また、保護者に対しても同様に情報提供し、子どもの就活を支援する。
- 「しずおか就職net」に企業と学生の相性診断システム機能を追加し、学生の企業選抜支援を行う。
- インターンシップ受入セミナー、マッチング会などを開催し、県内企業のインターンシップの活性化を図る。
- 保護者を対象としたセミナーを開催し、県内企業の魅力や就活関連情報を伝える。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 新卒応援ハローワーク等における支援の強化
 - (ア) 未就職卒業者には、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援を実施する。
 - (イ) 学校を離れた後も新卒応援ハローワーク等を利用しやすくするため、新卒応援ハローワーク等の支援メニューや、就職後も仕事の悩み等を相談できることを在学時から周知する。
 - (ウ) 就職後は、訪問、電話・メール等による定着支援(フォローアップ)等を実施する。
- 「ユースエール認定制度」及び「若者応援宣言事業」の普及拡大・情報発信の強化
 - (ア) 人材確保に課題を抱える中小・中堅企業に対して、「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言事業」を活用した情報発信力の強化を働きかけることにより、ユースエール認定企業及び若者応援宣言企業の増加を図る。

- (イ) 若者応援宣言企業等と新卒者等を対象とした就職面接会の開催
事業所PRシートの「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」や就職面接会等での積極的な公開等により「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」と新卒者等のマッチングを促進する。
- 「若年者地域連携事業」を活用した就職支援
 - (ア) しずおかジョブステーション等を活用して、新卒者の就職準備のためのセミナーや適性検査等を実施する。
 - (イ) 就職内定者に対するセミナーを学校と連携して実施する。
- 静岡新卒者就職応援本部の効果的な活用
「静岡新卒者就職応援本部」の場を活用し、静岡県、関係機関と連携し、効果的、効率的な就職支援を実施する。

目標値：大学等卒業予定者の就職内定率 前年度実績以上

②フリーター等の正社員就職の支援

- ・浜松わかものハローワークをはじめとするハローワークのわかもの支援窓口や、地域若者サポートステーション、しずおかジョブステーションにおいて、きめ細かな就職相談やセミナー等による若年者支援施策を実施する。
- ・各種助成金等の活用により正社員就職の支援を実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて、若者に対する就職相談、セミナー等を実施する。特に、人との関わりが苦手であるなど問題を抱える方に対し、臨床心理士によるカウンセリングやコミュニケーションセミナーを実施する。
- しずおかジョブステーションでは、地域若者サポートステーションなど個々の若者それぞれに適した支援機関に案内するなど、関係機関と密接な連携をとり、早期に就職できるよう支援する。
- 県立技術専門校において、学卒未就職者に対して企業実習付きの職業訓練を実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- わかものハローワークの利用促進
 - (ア)「浜松わかものハローワーク」において、担当者制による一人ひとりのニーズに応じた支援の一層の充実を図る。
 - (イ) 就職支援ナビゲーターによるセミナー等の開催、職業相談・職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、就職後の電話・メール等による定着支援（フォローアップ）等を実施する。
- 若年者に対する各種助成金等の活用
 - トライアル雇用奨励金、キャリアアップ助成金等を活用した正規雇用化を促進する。
- 地域若者サポートステーションの運営
 - 地域若者サポートステーションを運営し、若年無業者や高校中退者等のサポートステ利用者に対して、就職支援を実施する。
- 「若年者地域連携事業」を活用した就職支援
 - (ア) しずおかジョブステーションを活用して、適性検査の実施、面接対策応募書類作成セミナー等を実施する。
 - (イ) 離学者（高校、大学等中退者など）を対象に応募書類作成支援、面接対策、カウンセリング等の心理的支援などを実施する。

目標値：正社員就職件数 / キャリアアップ助成金支給件数 / トライアル雇用 支給件数 前年度実績以上

(4) 地方創生に向けた人材の確保・育成

①まち・ひと・しごと創生と人材の確保・育成

- ・静岡県と静岡労働局は、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を連携して実施する。
- ・新規学卒者からプロフェッショナル人材まで、U I Jターンの促進等による県内企業の人材確保を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 県外学生のU I Jターン就職と県内学生の県内就職の促進により、県内企業の人材確保を図る。(再掲)
- 首都圏在住で、本県への移住及び就職を希望する人を対象に、移住・就職相談センターでワンストップによる相談を実施し、県内就職及び移住定住を支援する。
- 首都圏において、求職者向けの県内企業面接会を実施し、社会人のU I Jターン就職を促進する。
- 「しずおか就職 net」にスカウトメール機能を追加し、県内企業から大都市圏在住の求職者へのアプローチを支援する。
- プロフェッショナル人材戦略拠点を運営し、経営革新に取り組む県内中堅・中小企業等の人材ニーズの掘り起こしを行うとともに、プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して高度人材の採用に取り組む中堅・中小企業等を支援する。
- 人手不足の産業分野における働き方改革や潜在労働力の活用による人材育成と確保対策を行う。
- 県内進出予定企業の従業員向けに職業訓練を実施し、企業の県内進出を後押しするとともに地域の雇用確保を図る。
- I o Tや新素材等をテーマにした在職者訓練を実施し、企業の新分野への進出を支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 静岡県まち・ひと・しごと創生県民会議に参画し、地方創生の取組に対し連携・協力する。
- 実践型地域雇用創造事業の推進を図る。

②福祉・看護・建設等人材が不足する分野における人材の確保・育成

- ・福祉・看護・建設等、人材が不足する分野において人材確保が図られるよう、迅速・的確な求人・求職情報の提供による早期充足対策を図るなど、静岡県と静岡労働局が連携・協力する。

ア 静岡県が実施する業務

- 就職面接会等により、求職者とのマッチング支援を行う。
- しずおかジョブステーション内の静岡県社会福祉人材センター東部支所において、福祉分野で働く人材を供給する。
- 若年者訓練の設備技術科や建築科、離転職者訓練の建築リフォーム科や住宅設備科など建設分野における人材の育成を行う。
- 離転職者訓練において、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修、介護福祉士の養成など福祉分野における人材の育成を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 人材確保、定着等に課題を抱える事業主に対し、専門家による雇用管理改善を通じた支援を行う。
- 福祉人材コーナー設置ハローワークを中心に、有資格者の掘り起しや介護・看護・保育等福祉分野に関する求人情報、職業情報の提供及び就職面接会等の就職支援を行う。
- 静岡県ナースセンターと共同して、希望する求職者に就職支援を行う。
- 静岡県社会福祉人材センターと連携し、就職面接会の開催等を実施する。

目標値：医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、建設業の雇用保険被保険者
1.6ポイント増加

(5) 障害のある方の活躍促進

①地域の就労支援の更なる強化

- ・企業に対し障害者雇用率制度の周知と雇用促進に向けた意識啓発を図る。
- ・静岡県と静岡労働局が就職面接会を共同で開催し、企業と障害者のマッチングを図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 障害者雇用ガイドブックの配布、「静岡県障害者就労応援団」企業を活用したセミナーや、見学会の開催により障害者雇用に関する企業の理解を促進する。
- 雇用推進コーディネーターを配置し、企業訪問による求人開拓から求職者とのマッチングまでの一元的な就労支援を行う。
- ジョブコーチ派遣による職場定着支援を進める。
- 障害者働く幸せ創出センターにおける就労相談を実施する。
- 障害者雇用促進大会を開催し、障害者雇用の機運を醸成する。
- 農業分野において、精神障害のある人を対象とした職業訓練を実施し、就職から職場定着までを一貫して支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 障害者雇用率達成指導の厳正な実施を図るため、新たに障害者雇用納付金制度の対策となった100人超え200人以下である企業を含めた重点指導対象企業への計画的な訪問指導を実施する。
- 各種助成金及び雇用支援策の周知を行い、障害者向けの求人開拓を実施する。
- 9月(7会場)、2月(4会場)に開催する就職面接会の企画・運営を行う。
- 障害者雇用率達成指導と併せ就職面接会への参加勧奨を行う。

目標値： 1 雇用率達成企業割合を平成29年6月1日報告より1.6ポイント以上の増加
2 障害者の就職件数を前年度実績以上

②障害者就業・生活支援センター等と連携した就職支援

- ・ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設など関係機関との「チームによる支援」を行うことにより企業の不安を解消するとともに、一人でも多くの就職促進を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 雇用推進コーディネーターが、各地域の障害者就業・生活支援センターと連携し、就労支援・生活支援を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワークが中心となり障害者就業・生活支援センターや医療機関を含めた地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進を図る。
- 障害の特性に応じた雇用支援を図るため、各種助成金制度、ジョブコーチ支援の活用を推進する。

③障害者の職業能力開発の支援

- ・求職障害者の増加や障害者の態様に応じた多様な訓練が求められる中で、障害者の希望に応じた就職を実現するために、求職・求人ニーズを把握し、訓練を実施する。

ア 静岡県が実施する業務

- 県立あしたか職業訓練校及び県立技術専門校で障害のある方の職業訓練を実施する。
- 企業や社会福祉法人等に委託して職業訓練を実施する。
- 企業で就労している障害のある方に対し、スキルアップのための在職者訓練を行う。
- 全国初の取組として、障害者訓練はすべて企業実習付きとし、一般就労のみを目指す。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 障害者及び企業双方に対して、職業相談時や求人受理時に職業訓練施策について周知・広報を行う。
- 障害の態様やニーズに応じた職業訓練の受講促進と訓練終了生への就職支援を実施する。

(6) 高年齢者の活躍促進

- ・豊かな経験や所持する専門知識や資格等を活かして社会で活躍したいという高年齢者の再就職を支援するために、静岡県と静岡労働局が連携・協力する。
- ・60歳以上の高年齢者に対する多様な就業機会を提供しているシルバー人材センター事業の果たす役割も重要であることから、自立的・効果的な事業の推進が図られるよう連携する。

ア 静岡県が実施する業務

- しずおかジョブステーションにおいて高年齢者に対する就職相談、セミナー等を実施し、再就職支援や多様な社会参加情報の提供を行う。
- しずおかジョブステーションにおいて、定年後の働き方や社会参加のあり方を提案するセカンドキャリア応援ガイダンスを実施する。
- 企業と求職者の双方が求人・求職情報を登録できる高年齢者を対象とした「シニア等人材バンク」を活用し、マッチングの向上を図ることにより、高年齢者等の就業を促進する。
- シルバー人材センターへの支援により就業機会や生きがいの場を提供する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「高年齢者雇用安定法」の周知・啓発及び雇用確保措置導入指導の強化
高年齢者雇用状況報告に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準を定めているいわゆる「経過措置」導入企業に対し、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入について、安定所の窓口や説明会等を活用し、周知・啓発を図る。また、高年齢者雇用確保措置を講じていない未実施企業に対し、企業訪問等による的確な指導を実施する。
- 生涯現役社会の実現に向けた地域における機運の醸成
高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける生涯現役社会の実現に向けて、高齢者雇用の必要性や重要性等を広く周知し、地域全体で高齢者雇用に関する機運の醸成を図る。
- 高年齢者の再就職等の援助・促進
 - (ア) 高年齢者に対する再就職支援の充実のため、きめ細かな職業相談・紹介を行うとともに、各種助成金及び奨励金制度も活用し、効果的に支援する。
 - (イ) 「生涯現役支援窓口」設置のハローワークにおいて、高年齢者のうちとりわけ特に65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な求職者に対しハローワーク内の事業担当責任者、アドバイザー、就職支援ナビゲーター等が相互に連携したチームによる就労支援を実施する。

目標値：60歳以上の高年齢者就職件数を前年度実績以上

(7) 外国人の就労支援

- ・ 県内企業での就労を目指す定住者や永住者、技能実習生などが、職業能力を高め、その能力を最大限発揮できるように外国人の就労を支援する。

ア 静岡県が実施する業務

- 関係団体と連携し、定住外国人に有効な職業訓練を研究し、訓練内容の充実を図り、習得しやすい訓練設定に取り組む。
- 定住外国人職業訓練コーディネーターを配置し、関係機関との調整や訓練生の不安・疑問等に対応する体制を整備する。
- 定時制高等学校を卒業した定住外国人に、県立技術専門校への入校を促進するなど、現場の第一線で能力を発揮するための支援を行う。
- 外国人技能実習生が、実習期間中に効果的に技能を修得できるよう、日本語講座を実施する。
- 定住外国人と彼らを正規雇用したい企業の双方を対象に、教育訓練を実施するとともに、アドバイザー派遣により就業から定着までを支援する。
- しずおかジョブステーション西部に、ポルトガル語通訳者1名を配置し、就職相談や就職準備セミナーを実施する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- ハローワーク窓口等において、通訳を配置して就職支援を実施し、マッチング機能の強化や関係機関との調整を行う。
- 日本語能力等の不足により就職が難しい方に対する就労・定着支援研修の受託者、自治体等と連携を図り、安定就労を促進する。
- 外国人を対象とした職業訓練について、外国人求職者に対しハローワークによる積極的な情報提供及び確実な誘導を行う。
- 外国人を多数雇用する事業主に対し、労働・社会保険や労働関係法令の周知啓発に加え、雇用維持や安易な解雇の防止、再就職援助の努力について指導・啓発を行う。

2 産業人材の育成

(1) 現場主義に徹した人材育成

- ・児童や生徒が職場見学やインターンシップ等により、実際に企業等から学ぶ機会をつくる。
- ・常に現場のニーズを把握し、職業訓練に企業実習を組み込むなど、現場に即した人材育成を行う。

ア 静岡県が実施する業務

- 児童や生徒が職場見学やインターンシップなど、実際に企業等を見て、体験することにより勤労観や職業観を養う。
- 優れた技能者からの指導を受けながら実際に「ものづくり」に触れる機会を作り、ものづくりの楽しさや喜びを伝える。
- 県立技術専門校の訓練生が、企業の工場を見て機械に触れ、自身の技術・技能を活かすイメージが持てるようにインターンシップへの参加を促す。
- 在職者訓練については、企業や団体の個別ニーズに応えるオーダーメイドの訓練を実施する。また、企業の現場を活用した最先端の訓練に取り組む。
- 転職する方や出産等で休職し、復職する方が新しい職場において活躍できるよう企業実習を組み合わせた職業訓練を行う。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 効果的な訓練コースの設定に資するため、ハローワークで把握した求人者及び求職者の人材ニーズ、訓練ニーズを、静岡県と高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部に情報提供する。
- 学生、生徒等に対する就職に向けた動機づけ及び職業意識形成の醸成を目的にハローワークの職員が中学校、高等学校に出向き説明を行うことにより意識啓発を図る。
- 学生、生徒等に対する労働関係法令に関する基礎知識の付与を目的に労働局幹部、労働基準監督署及びハローワークにより、地域の雇用環境・就職に向けての心構え等と合わせ、労働関係法令の基礎的な知識の付与について積極的な対応を行う。
- 有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した事業主に対する助成を行う。
- 社会に出る前の在学中の早い段階から、自己の適性と職業について考え、職業観・勤労観を醸成することや正しい職業理解の促進が必要となることから、ハローワークが学校と連携して行う実際の職場で就労を体験するインターンシップを広く普及させる。

(2) 技術・技能を尊重する社会の実現

- ・技能の重要性や必要性を県民に理解してもらい、技能を尊重する気運の醸成を図る。
- ・子どもが「ものづくり」に触れる機会を作り、「ものづくり」の楽しさや技能の大切さを伝える。
- ・若年技能者が技能競技大会へ出場することにより、技能のレベルアップを図るとともに、広く技能のすばらしさをPRし、技能士の社会的評価を向上させる。

ア 静岡県が実施する業務

- 小、中学生を対象とした、ものづくり体験教室「WAZAチャレンジ教室」や技能マイスターがものづくりの魅力を伝える「技能マイスター出前講座」を実施し、学齢期から技能への関心を高める機会を提供する。
- 技能五輪全国大会や国際大会で上位入賞が果たせるよう、指導者派遣の費用助成を実施する。
- 若年技能者に対し、「技能検定」の受検勧奨や技能競技大会への参加を促し、ものづくり人材の能力や意欲の向上を図るとともに、企業内の後継者育成や技能の伝承を促す。
- 技能尊重気運を高め、技能者の地位の向上をはかるため、優れた技能を有し他の技能者の模範となる者を「静岡県優秀技能功労者」として表彰する。
- 国による「卓越した技能者」表彰の受賞者など極めて優れた技能を有し、後進の指導・育成に尽力している現役の技能者を「静岡県技能マイスター」として認定する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 一般教育訓練に関する教育訓練給付金制度により、働く人の主体的な能力開発の取組を支援する。
また、専門実践教育訓練での教育訓練給付制度により、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援する。
- 有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対する助成を行う。

(3) ライフステージや社会の変化に対応した職業能力の開発

- ・ 学齢期から就職、新人、中堅などを経て定年、その後と生涯を通じて学ぶ機会を提供する。
- ・ 再チャレンジするための職業能力の開発の機会を提供する。
- ・ 在職者の生産性向上、ものづくり技能と専門的知識を合わせ持った人材の育成及び成長産業分野を中心に、ICTの進展や企業の海外展開への対応等、時代の要請に応える施策を展開する。

ア 静岡県が実施する業務

- 教育委員会と連携し、小・中学校の社会科見学や職業体験を通じ勤労観・職業観の醸成に努める。
- 県立技術専門校の若年者訓練の高度化のため、訓練科やカリキュラムの検討を行う。
- 在職中の技術者を対象に、企業と連携した最先端の訓練や、成長産業分野の訓練を実施する。
- 求職・求人ニーズに応じて、離職者を対象とした訓練を実施するとともに、訓練修了者の就職状況等の成果をハローワークに提供する。
- 県と高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部が連携して指導員のレベルアップのための研修会等を実施する。
- 全ての職業訓練で託児サービスを実施することにより、求職者の就業を支援する。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 地域における求人求職動向や職業訓練ニーズに対応するため、「静岡県地域訓練協議会」において、静岡県内の公的職業訓練の総合的な「地域職業訓練実施計画」を策定する。
- ハローワークにおいて、適職への就職を実現するためには求職者の職業能力や資格が不足しているものと判断された場合、職業能力の開発・向上を図り、就職可能性を高める観点から、適切な受講あっせんを行う。
- ハローワークは、職業訓練受講者に対して職業訓練で習得した職業能力レベルに応じた的確なマッチングを行い、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施する。

目標値：	1	「WAZAチャレンジ教室」参加者数	2,400人
	2	公共職業訓練（離職者訓練）の訓練修了3か月後の就職率 静岡県	80%以上
	3	求職者支援制度による職業訓練の修了3か月後の雇用保険が 適用される就職率 基礎コース	55%以上、 実践コース 60%以上

3 就業環境の整備

(1) 「働き方改革」の推進

① 「働き方改革の推進」

- ・地域ぐるみで働き方改革を推進するため設置している、「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議」において、若者や非正規雇用労働者を含めた労働環境や処遇の改善等に向けた機運の醸成を図る。
- ・静岡正社員転換・待遇改善実現プランに基づき、転換促進と待遇改善を目指す。
- ・同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、非正規雇用労働者の待遇改善を推進する。
- ・県内のリーディングカンパニーのトップ等に対し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むように働きかける。
- ・働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等を関係機関と連携して進める。

ア 静岡県が実施する業務

- 働き方改革の視点を盛り込んだ、人材の確保・育成の方向性を示すプランを策定する。
- 企業の経営者や人事担当者を対象としたセミナー等を開催し、働き方改革に向けた周知啓発を行う。
- 先進企業視察研修や、アドバイザー派遣等により、働き方の見直しに向けた経営者の意識改革を図る。
- ホームページや、広報誌を活用し、働き方の見直しを実践している企業の取組紹介等により、好事例の普及を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使会議」を開催し、地域における働き方改革を進めるため行動計画の策定を目指した検討を行う。
- 労働局幹部が、業種・規模に関わらず県内の経済社会に大きな影響力のある主要企業や、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業等を訪問し、働き方の見直しについて取組要請を行う。
- 訪問した企業において、参考となる先進的な取組事例や好事例を収集し、厚生労働省のポータルサイトに掲載する。
- 年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い企業を中心に「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発や、働き方の見直しに伴って必要となる人事・労務管理に関する具体的な助言・提案等を行うため、企業に対し専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）の派遣を行う。
- 正社員への転換推進措置、正社員との差別的取扱い禁止や均衡待遇等に係る指導に重点を置き、パートタイム労働法を周知・徹底する。

目標値：労働局幹部による企業訪問20社

②仕事と家庭の両立支援

- ・女性が結婚、出産等に伴い環境が変化しても継続的に社会で活躍できる、また、男女が共に仕事と育児・介護の両立ができる環境を整備する。

ア 静岡県が実施する業務

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組を促すため、先進企業視察研修やアドバイザー派遣を実施する。
- 一般事業主行動計画策定推進員を企業に派遣し、仕事と育児（介護）を両立できる就業環境の整備等を支援する。
- 労働環境の改善や社員の労働意欲を高めるなど、労務管理上他の模範となる業績のあった企業を労務管理優良事業所として表彰する。
- ホームページや、広報誌を活用し、ワーク・ライフ・バランスを実践している企業の取組紹介等により、好事例の普及を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 育児・介護を行う労働者が就業継続できるよう、育児・介護休業法の周知・徹底を行う。
- 次世代法に基づく行動計画策定届の提出が、労働者 301 人以上の義務企業においては完全実施となるように督促指導等を行うとともに、企業訪問等によりくるみん・プラチナくるみんマークの取得を促進する。
- 妊娠、出産、育児休業等を理由とした不利益取扱には厳正に対処するとともに、事業主に義務付けられた妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じるよう関係法令の周知・徹底を図る。

目標値：「くるみん認定・プラチナくるみん認定」 14社

(2) 女性の活躍促進

- ・労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、女性活躍推進法の周知・徹底と実効性確保及びポジティブ・アクションの取組について一層の普及を図る。

ア 静岡県が実施する業務

- 女性役職者育成セミナーを開催し、女性の意欲・能力向上と経営者の意識改革を図り、ポジティブ・アクションの取組を促進する。
- 働く女性の活躍応援事業により、女性活躍アドバイザーを従業員 300 人以下の企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定等を支援する。
- ホームページや、広報誌を活用し、女性が活躍している企業の取組紹介等により、好事例の普及を図る。

イ 静岡労働局が実施する業務

- 男女雇用機会均等法の周知・徹底を行う。
- 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出や情報公表について確実な履行を図る。
- 認定を受けるメリットを含めて、認定制度の周知等を行い、女性活躍推進法に基づく認定の取得を促進する。
- 企業訪問により策定された行動計画の進捗状況に留意し、課題の改善に当たって必要な助言を行うとともに、ポジティブ・アクションの正しい理解と積極的取り組みが図れるよう促す。

目標値：女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」4社